

令和6年度

センター名

鈴鹿第2地域包括支援センター

事業計画書(案)

令和6年3月

1 総則

(1) 組織・運営

この事業計画の策定体制 (組織, 法人のかかわり方)	法人本部に事業計画を起案し、理事長による決裁を得る。
この事業計画の進捗管理手法	毎月行う内部会議にて事業計画の進捗管理をセンター職員全員で実施する。さらに、鈴鹿市長寿社会課、広域連合及び基幹型地域包括支援センターに相談できる体制を取る。
公平性, 中立性を確保するための体制	公益性の観点から、居宅介護支援事業所や民生委員等を含む関係機関との意見交換を密に行い、地域の実情にあった公正かつ中立的な地域包括支援センターの運営を行う。
個人情報保護体制	個人情報の安全管理に関する責任体制等報告書(広域連合提出書類、様式第4条第1項及び第2項, 第5条第1項関係)を順守する。
苦情処理体制	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(広域連合提出書類、第3号)を順守する。

(2) 人員

職員の配置状況	センター長(主任介護支援専門員)[1]人, 保健師(準ずる者)[1]人, 社会福祉士[2]人, 介護支援専門員[1]人
職員の研修実施計画	住民の多様なニーズに対応できる職員育成が出来るよう、年間を通じて法人内外を問わず様々な団体が運営する幅広い研修を受講する。
専門職間の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の朝礼で申し送りを実施する。 ・月1回の内部会議を通じて職員間の連携を強化する。 ・月1回のエリアマネジメント制による担当圏域のネットワークの進捗具合を情報共有する。

(3) 圏域の状況把握

担当圏域の状況把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のケースワークの実践 ・民生・児童委員協議会との連携 ・地域作り協議会との連携 ・生活支援コーディネーターと連携 ・圏域事業所等との意見交換
担当圏域の地域概況 (高齢者数, 高齢者世帯など)	<p>令和5年9月末日現在</p> <p>総人口 32,155 人</p> <p>高齢者人口 65歳以上人口 8,361 人 うち, 75歳以上人口 4,369 人</p> <p>高齢化率 26.0 %</p> <p>75歳以上比率 13.6 %</p>
地域資源の状況	圏域の医療・福祉関係者だけでなく、民生・児童委員協議会や地域づくり協議会等の住民主体の活動とのかかわりの中で、より社会資源の把握を進める。
今年度の事業実施にあたっての重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員協議会との連携強化 ・圏域内のサロン団体との連携強化 ・民生委員や生活支援コーディネーターからのヒアリングによる圏域内の社会資源の可視化 ・圏域内の介護サービス事業所との連携強化、ITを通じた連携の促進 ・岡田団地と国府台との関係構築

2-(1) 包括的支援事業
ア 総合相談支援業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第1号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	「断らない相談援助」を意識し、幅広い相談に乗れるワンストップ相談窓口となる。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①地域におけるネットワークの構築	5(1)ア(ア)	1 介護サービス事業者とのネットワーク	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)による連携強化(年4回) ・地域密着型施設運営推進会議に出席する。
		2 医療機関とのネットワーク、在宅医療・介護連携	・個別事例を通じた連携(随時) ・登録医会への参加(年12回) ・在宅医療・介護連携支援センターとの連携(随時)
		3 地域自治組織とのネットワーク	・個別事例を通じた連携(随時) ・民生委員を通じて自治組織へアプローチする。 ・まちづくり協議会と連携強化を図る。 ・在宅医療セミナーの開催(国府地区まちづくり協議会との協働)する。
		4 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会とのネットワーク	・個別事例を通じた連携(随時) ・民生・児童委員協議会定例会へ参加する。
		5 ふれあいサロンとのネットワーク	・生活支援コーディネーターとの連携(随時) ・サロン交流会へ参加する。 ・国府地区サロン連絡協議会へ参加する。
		6 当事者組織とのネットワーク	・生活支援コーディネーターとの連携(随時)
		7 ボランティア団体とのネットワーク	・オレンジカフェへ参加する。 ・スローショッピングへ参加する。
		8 生活支援コーディネーターとの連携	・エリアマネジメントによる地域情報のフィードバックによる連携(随時) ・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)による連携(年4回) ・第2層生活支援コーディネーター会議への参加(随時)
		9 その他のネットワーク	・居住確保要配慮者に対する大家さんとの連携(随時)
②被保険者等の実態把握	5(1)ア(イ)	1 被保険者等への戸別訪問	住民や関係機関からの情報を元に、迅速に実態を把握する。
		2 地域住民からの情報収集	
③総合相談支援——利用者が相談しやすい相談体制の構築	5(1)ア(ウ), (キ)	1 平常時の窓口の整備、地域包括支援センターのPR	・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回) ・見守りマグネットを配布する。 ・圏域地区市民センターで案内を掲示する。 ・個別ケースを通じた病院・薬局での案内を掲示する。 ・圏域セブンイレブンと連携する。
		2 夜間窓口の整備・周知	・転送電話による24時間相談対応を実施する。 ・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回)
		3 土曜・休日窓口の整備・周知	・民生・児童委員協議会定例会で周知する。
		4 緊急時の連絡体制の構築	・社用スマホの活用、職員へメール発信する。 ・緊急度に応じた行政担当者や情報共有する。
		5 幅広い年代への周知方法	地区市民センター窓口でのケアラー支援ツールを掲示する。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
④総合相談支援——初期段階の相談対応と相談内容の把握・分析	5(1)ア(ウ)	1 相談受付体制	住民や関係機関からの情報を元に迅速に相談対応ができる体制を取る。
		2 個別ケースのアセスメント	世帯全体へのアセスメントを行う事で介護以外の生活課題の把握にも努める。
		3 個別ケースの管理・共有	相談援助台帳への登録による情報共有
		4 相談内容の傾向分析	困難事例の傾向分析と、必要とされる社会資源についての考察(圏域会議にて協議を行う)
⑤総合相談支援——解決のための必要な対応	5(1)ア(ウ)	1 必要なサービスの案内体制	住民や関係機関からの情報を元に迅速に相談対応できる体制を取る。
		2 解決困難な相談事例の管理体制	・月1回の内部会議で情報共有する。 ・気軽に包括職員が相談し合える職場環境の構築する。 ・専門職ネットワークを活用する。
		3 解決困難な相談事例の市、基幹型包括への報告体制	・分離保護の可能性がある事例を報告する。 ・成年後見制度の市長申立を視野に入れた事例を情報共有する。
		4 障がい分野との連携体制	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)での連携(精神保健分野年1回) ・精神障がい者アウトリーチ推進事業を活用する。
		5 子育て分野との連携体制	・個別事例を通じた連携(随時)
⑥地域の社会資源の把握・開発	5(1)ア(エ)	1 介護保険外の高齢者支援サービスの把握	・民生・児童委員や地域づくり協議会との関わりの中で把握する。
		2 介護保険外の高齢者支援サービスの開発	・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)での専門職による協議(年4回)
		3 地域の社会資源に関する情報の整理	・生活支援コーディネーターとの関わりの中で把握する。
その他, 総合相談支援にかかる取組	5(1)ア(カ)	1 若年性認知症の支援	・民生・児童委員や地域づくり協議会との関わりの中で早期の把握する。 ・精神障がい者アウトリーチ推進事業の活用する。

介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (2)家族介護への支援
------------------	--

この事業の実施方針	介護技術の獲得と共に、介護者同士の語らいによるストレス軽減の場を目指す。
-----------	--------------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①家族介護への支援	5(1)ア(オ)	1 介護者のつどいの開催等	介護者のつどいの開催(年1回)
その他, 家族介護にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
イ 権利擁護業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (2)権利擁護・虐待防止

この業務の実施方針	積極的に権利擁護の推進が図れるよう、具体的介入だけでなく、啓発にも力を入れる。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用促進	5(1)イ(ア)	1 成年後見制度等を利用する必要がある人の把握	世帯全体へのアセスメントを行う事で、先を見越した権利擁護の必要性を判断する。
		2 成年後見制度等の活用へのつなぎ	民事法律扶助や成年後見制度利用促進事業を活用した司法書士等との連携(年6件)
		3 ケース検討による地域特性の分析	圏域内の対応ケースの累積
②高齢者虐待への対応	5(1)イ(イ), (ウ)	1 虐待事例の把握	・見守りネットワーク等との連携による把握(随時) ・介護支援専門員からの把握(随時) ・警察・消防との連携による把握(随時)
		2 虐待事例があった場合の対応	・市、基幹型包括と連携し、マニュアルに沿った対応を行う(随時)
		3 緊急時の連携施設の確保	・市と協議し、緊急一時保護を実施する。
③支援が困難な事例への対応	5(1)イ(イ), (ウ)	1 支援困難事例の把握	・見守りネットワーク等との連携による把握(随時) ・介護支援専門員からの把握(随時) ・警察・消防との連携による把握(随時)
		2 支援困難事例への対応	・専門職ネットワークの活用による多方面からの考察と介入(随時)
④消費者被害の防止	5(1)イ(エ)	1 鈴鹿亀山消費生活センターとの連携	・個別事例を通じた連携(随時) ・社会福祉士ワーキングで情報共有する。
		2 民生委員, 介護支援専門員, 訪問介護員等への情報提供	・民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回) ・圏域での詐欺事例が出た際の情報共有(随時)
⑤権利擁護に関する啓発	5(1)イ(ア)～(エ)	1 権利擁護に関する講演会の開催	権利擁護シンポジウムの開催(年1回)
		2 権利擁護に関するその他の啓発活動	民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回)
その他, 権利擁護にかかる取組		1 終活の推進	遺言、任意後見制度、死後事務委任契約等、自身の自己決定による終活の推進(随時)
		2 悪徳商法等の情報配信	・圏域居宅介護支援事業所管理者間でのLINEWORKSのグループトーク運用

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第3号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・介護支援専門員への後方支援を行いつつ、地域の様々なインフォーマル社会資源の可視化を進める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①包括的・継続的なケア体制の構築	5(1)ウ(ア)	1 介護支援専門員と関係機関との連携支援 2 介護支援専門員と地域との連携支援	・個別事例を通じた連携(随時) ・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)での連携(年4回) ・地域ケア会議の開催(随時)
②介護支援専門員への日常的個別指導・相談など	5(1)ウ(イ)	1 介護支援専門員に対する相談窓口の設置	個別事例を通じた連携(随時)
		2 事例検討会・研修会の開催【※年間計画を別紙に記入してください】	ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)(年4回)
		3 制度・施策に関する情報提供	・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)を通じた情報提供(年4回) ・福祉情報ツールの配布(随時)
③支援困難事例等への指導・助言	5(1)ウ(ウ)	1 同行訪問	個別事例を通じた連携(随時)
		2 サービス担当者会議への出席	
その他, 包括的・継続的ケアマネジメントにかかる取組		1 地域のインフォーマルな社会資源の可視化	ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)を通じた情報提供(年4回)
		2 地域サロンと専門職との意見交換会	地域ケア圏域会議にて毎年定期開催

2-(1) 包括的支援事業

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【別紙】介護支援専門員向け研修会・事例検討会等開催計画

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
令和6年度

開催月	内 容	対象者	備 考 (共催の場合は、その旨と共催相手を記入)
4月			
5/14	第13回 プラットフォーム会議（ケアマネ支援会議） 事例検討会 事例提供：パークヒルズ高塚 訪問C・通所C等、短期集中予防サービスの事例紹介	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
6月			
7月	自立支援型地域ケア会議	圏域内で介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うケアマネ	
8/20	第14回 プラットフォーム会議（ケアマネ支援会議） 研修：多職種・多機関の連携に向けた全方位型アセスメント 講師：コミュニティネットハピネス 代表理事 土屋幸巳氏(ZOOMにて)	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
9月			
10月			
11/19	第15回 プラットフォーム会議（ケアマネ支援会議） 事例検討会 事例提供：未定 鈴鹿厚生病院アウトリーチチームとの意見交換会	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
12月			
1/21	第16回 プラットフォーム会議（ケアマネ支援会議） 研修：急性期病院の医療相談業務について 講師：鈴鹿回生病院 診療支援部 社会福祉士 久保信裕氏	①パークヒルズ高塚、②鈴鹿けやき苑、③鈴鹿グリーンホーム、④うの花、⑤かどや、⑥さつきの里、⑦悠々、⑧アルテハイム鈴鹿、⑨ゆずりは、⑩鈴の丘、⑪柔、⑫回生病院居宅、⑬みどり、⑭基幹型包括、⑮生活支援C、⑯認知症初期集中支援T、⑰塩川病院、⑱鈴鹿回生病院、⑲鈴鹿さくら病院	共催 鈴鹿第1地域包括支援センター
2月	自立支援型地域ケア会議	圏域内で介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行うケアマネ	
3月			

2-(1) 包括的支援事業
 エ 地域ケア会議関係業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の48
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (1)地域ケア会議の実施

この業務の実施方針	地域ケア会議によって地域で生活する上での福祉課題を共有し、解決に向けた検討をすることによって地域づくりへと結びつけることが出来るように取り組む。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①個別事例の課題解決と地域課題の把握	5(1)エ(ア)	1 地域ケア個別会議の開催	随時開催
		2 地域ケア個別会議における介護支援専門員間での情報共有	地域ケア会議の結果をケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)で情報共有する(随時)
		3 地域ケア圏域会議の開催	年3回
		4 地域ケア圏域会議におけるテーマ設定	個別事例を通じて把握した地域課題を元に設定
		5 地域ケア会議を通じた地域課題の把握	個別会議、圏域会議を整理し把握
②三層構造の地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決	5(1)エ(イ)	1 地域ケア圏域会議での地域課題の解決	関係機関との協働による解決に向けた取り組みへの協力
		2 二市が実施する地域ケア推進会議への参加・協力	鈴鹿市の要請により参加協力
		3 広域連合及び基幹型包括への報告	広域連合の定める方法により報告
		4 地域ケア圏域会議や地域ケア推進会議の結果のフィードバック	・民生・児童委員定例会での情報共有(随時) ・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)にて情報を共有(年4回)
③自立支援型地域ケア会議の実施	5(1)エ(ウ)	1 自立支援型地域ケア会議の実施	年2回
		2 自立支援型地域ケア会議の結果のフィードバック	・民生・児童委員定例会での情報共有(随時) ・ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)にて情報を共有(年4回)
		3 ケース選定の方法	圏域内に住む事業対象者、もしくは要支援認定の方の事例をケアマネに持ち回りで上げてもらう。
その他、地域ケア会議にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
オ 介護予防ケアマネジメント業務

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第1号二
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (1)総合相談・情報提供

この業務の実施方針	・地域の中で居場所と役割を獲得できるよう、本人に対する支援と共に受け皿となる地域の社会資源の後方支援も行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①自立支援に向けたケアマネジメントの実施	5(1)オ(ア), (イ)	1 三職種の相互連携によるケアマネジメントの実施	三職種が連携を取り、その人なりの活動と参加が可能となる支援を行う。
		2 自立支援に向けたケアマネジメントの実施	本人の身体機能だけでなく、環境へのアセスメントも行い、QOL向上に向けた具体的目標設定を行う。
		3 住民主体サービス、地域の予防活動の活用	生活支援コーディネーターとの協働による社会資源の可視化を進める事で、介護支援専門員がプランニングしやすい環境を作る。
		4 短期集中予防サービスの活用	ケアマネ支援会議(プラットフォーム会議)での報告や導入までのフローの紹介による介護支援専門員への情報提供(年1回)
		5 モニタリングによる業務評価	・モニタリングを行う中で、高齢者の地域活動への推進を図る。
②セルフケアの助言	5(1)オ(ウ)	1 チェックリストの普及、活用促進	チェックリストの活用による早期介入と、短期集中予防サービスの導入数を増加する。
		2 一般介護予防事業等の情報提供	・一般介護予防事業等のリスト化と、リハビリ卒業後の受け皿としての周知(随時)
		3 地域におけるつどいの場への参加促進	・生活支援コーディネーターとの連携によるサロン代表者との連携強化
その他、介護予防ケアマネジメントにかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業

カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業

1) 介護予防普及啓発事業等

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター

令和6年度

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第1項第2号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (2)一般介護予防事業

この事業の実施方針	・住民自身が早い段階で介護予防の取組が行えるよう、様々な媒体での普及啓発を行う。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①介護予防の普及啓発等	5(2)ア, イ (ア), (イ)	1 各種介護サービスの存在, 利用方法等に関する情報提供及び利用啓発	・地域包括支援センター便りでの啓発(年4回) ・圏域地区市民センターで案内を掲示する。 ・民生・児童委員協議会での啓発(随時) ・サロンでの啓発(随時)
		2 出前講座等による地域住民への情報提供及び利用啓発	出前講座等での情報提供(随時)
		3 一般介護予防事業の事業所との連携による介護予防に資する地域づくりの推進	圏域の一般介護予防事業所との情報共有(随時)
その他, 介護予防普及啓発にかかる取組		「あんず暮らしの教室」の開催	年2回、歩行解析アプリによる歩行機能評価と理学療法士による個別指導、さらに、介護予防に資する健康講話を実施する。

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 2) 在宅医療・介護連携推進事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第4号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標 I 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 3 在宅生活を支える環境の整備 (3)医療と介護の連携

この事業の実施方針	住民自らが自身にとって最良の医療は何かを考える事で、主体的に自身の人生をデザインする事が出来るよう側縁的な支援を行う。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①在宅医療・介護連携支援センター等との連携による医療的課題への対応	5(2)ア	1 在宅医療・介護連携支援センター, 在宅医療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	在宅医療・介護連携支援センターとの連携による支援の実施(随時)
		2 外来診療を行う医療機関との連携による困難事例等への対応	診療所等との連携による支援の実施(随時)
		3 入院医療機関との連携による困難事例等への対応	入院医療機関等との連携による支援の実施(随時)
②医療関係者とのネットワーク構築・医療連携に基づく事例対応	5(2)ア	1 医療関係者との合同の事例検討会・研修会等の開催・参加等	在宅医療・介護連携支援センター主催の研究会や勉強会への参加(随時)
		2 医療関係者との合同によるカンファレンスへの参加	・医療機関等との連携による支援の実施(随時) ・登録医会への参加(年12回)
その他, 在宅医療・介護連携推進にかかる取組		1 住民に対する在宅医療の啓発	民生・児童委員協議会定例会での啓発(年1回)
			在宅医療セミナーの開催(国府地区まちづくり協議会・鈴鹿回生病院との協働)

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 3) 認知症総合支援事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第6号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備 (3)認知症施策の推進

この事業の実施方針	・圏域内での認知症の早期発見システムとサポート体制の構築
-----------	------------------------------

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①認知症初期集中支援の推進	5(2)ア	1 認知症初期集中支援チームへのつなぎ	認知症に対する集中支援が必要なケースについて、鈴鹿西部認知症初期集中支援チームのつなぎを行う(随時)
		2 認知症初期集中支援チームにつないだケースのフォロー	つないだケースについて、必要に応じてフォローが出来るよう、チームとの情報共有を図る。
②認知症地域支援・ケア向上の推進	5(2)ア	1 認知症サポーター養成講座の開催	認知症サポーター養成講座の開催: 鈴鹿西部認知症初期集中支援チームとの共催(随時)
		2 認知症ケアパスの普及啓発・活用	相談援助の際に活用する。
		3 認知症地域支援推進員と協力しながらの実践活動の実施	・認知症地域支援推進員が進める認知症カフェ等の取組への協力(随時) ・オレンジカフェへの参加 ・スローショッピングへの参加
その他, 認知症総合支援にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業-(7) その他の包括的支援事業
 4) 生活支援体制整備事業

法的位置づけ	介護保険法第115条の45第2項第5号
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築を推進するために～地域支援事業による地域包括ケアシステムの進化・推進～ 2 介護予防・生活支援サービスの提供 (1)介護予防・生活支援サービス
この事業の実施方針	地域での生活支援体制が進むよう、生活支援コーディネーターと協働し住民活動の後方支援を行う。

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①生活支援体制整備の推進	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターとの連携による不足する生活支援サービスの把握 2 生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの開発	・プラットフォーム会議での生活支援コーディネーターとの意見交換(年4回) ・個別地域ケア会議において出された課題の把握(随時) ・サロン代表者と専門職との意見交換を通じた連携強化(地域ケア圏域会議にて年1回)
②協議体及び地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	5(2)ア	1 生活支援コーディネーターが主催する協議体への参加 2 地域づくり協議会・まちづくり協議会への参加	・協議体への参加:随時 ・地域づくり協議会への参加:随時
その他, 生活支援体制整備にかかる取組			

2-(1) 包括的支援事業
 カ 広域連合指定事業
 (イ)ウ) 会議等への出席

圏域名 鈴鹿第2地域包括支援センター
 令和6年度

法的位置づけ	—
介護保険事業計画 における位置づけ	—

この事業の実施方針	会議の出席を通じて、圏域内のサービス事業所等との結びつきを密にすると共に地域課題解決に向けた議論を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画, 目標等
①運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席	5(2)ウ	1 地域密着型(介護予防)サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への出席及び必要な助言等	・DSアスプラン、GH国府、DSリーふ、DS愛すみよし苑、DSベラコリーナ、DSリソラ鈴鹿、看護小規模多機能居宅介護アルテハイム鈴鹿、等の運営推進会議への参加(随時) ・登録医会への参加(年12回)
②各種会議への出席	5(2)エ	1 センター長会議への出席	年12回
		2 センター合同連絡会への出席	年6回
		3 専門職部会への出席	主任ケアマネワーキング年12回、社会福祉士ワーキング年12回、看護師ワーキング年12回、
		4 その他各種研修会への出席	随時
その他, 会議等にかかる取組			

2-(2) 指定介護予防支援事業

法的位置づけ	介護保険法第8条の2第16項
介護保険事業計画における位置づけ	

この事業の実施方針	・自立支援に向けたケアマネジメントの推進と同時に、圏域内でのケアマネジメントの継続的確保に向けた協議を進める。
-----------	---

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①予防給付のケアマネジメントの適正な実施	5(3)ア～カ	1 要支援者一人ひとりに合ったケアマネジメントの実施	本人の能力だけでなく、環境に着目した自立支援に向けたケアマネジメントを行う。
		2 多様なサービスの活用によるケアマネジメントの実施	住民サービス等、地域の社会資源もプランに位置付けるように意識する。
②居宅介護支援事業者へのケアマネジメントの適正な委託	5(3)エ, オ	1 事業の一部を委託する際の公正・中立性の確保	利用者の希望を確認したうえで十分な知識を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者への委託を行い、特定の事業者への偏りがないように委託先を選定する。
		2 委託先事業者への研修会の実施	研修会に替えて適宜ケアマネジメントに必要な情報提供や助言を行う。
		3 委託先事業者との間の情報管理	個人情報保護方針に従い、当包括の責任の下で情報の受け渡しを行う。
		4 委託したケアプランの質の確保	研修会に替えて適宜ケアマネジメントに必要な情報提供や助言を行う。
		5 委託先事業者の安定的な確保	・常に複数の指定居宅介護支援事業者との良好な関係を構築しておく。 ・質を担保した上での業務の効率化の推進
その他, 指定介護予防支援にかかる取組			

2-(3) その他の取組

(1) 災害・感染症対策と対応

法的位置づけ	—
介護保険事業計画における位置づけ	基本目標Ⅲ サービスを安心して利用できるために～介護保険制度の円滑な運営～ 4 災害等への備えの充実

この取組の実施方針	・災害時における圏域での福祉サービスの継続的提供が可能となるよう、その協議を進める。
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等
①災害や感染症発生時にサービス等が持続的に提供できる体制の構築	5(4)イ	1 災害発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	圏域事業所と災害時等のサービスの継続に向けた話し合いを進める(随時)。
		2 感染症発生時にも介護保険サービス等が持続的に提供できる体制の構築	
②災害や感染症発生時における情報発信や支援の実施体制	5(4)イ	1 災害発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	圏域居宅介護支援事業所管理者間でのLINEWORKSのグループトーク運用
		2 感染症発生時に情報発信や支援を行える体制の構築	
その他、災害・感染症対策にかかる取組			

(2) その他、特記事項

この取組の実施方針	
-----------	--

事業内容	委託仕様書の位置づけ	具体的な取組内容	実施計画、目標等